令和6年度第1回 西三河北部圏域 保健医療福祉推進会議 会議録

1 日時

令和6年8月20日(火) 午後1時58分から午後2時33分まで

2 場所

豊田加茂医師会館 2階 講堂

3 出席者

別添出席者名簿のとおり

4 傍聴人

1名

- 5 議事等
 - (1) 報告事項
 - ア 愛知県地域保健医療計画について
 - イ 令和6年度病床整備計画スケジュール等について
 - ウ 愛知県地域保健医療計画(別表)に追加する項目について
- 6 会議の内容
- ○事務局(衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長)

それでは時間前ではございますが、本日予定の委員の皆様おそろいになりましたので、令和6年度第1回西三河北部圏域保健医療福祉推進会議を始めさせていただきます。

私は本日の会議の進行を務めさせていただきます衣浦東部保健所次長の川口 と申します。それでは会議に先立ち、関係者を代表いたしまして、衣浦東部保健 所 丸山所長から御挨拶を申し上げます。

○事務局(衣浦東部保健所 丸山所長)

愛知県衣浦東部保健所長の丸山でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和6年度第1回西三河北部圏域 保健医療福祉推

進会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の保健医療行政の推進並びに保健所運営に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度は、愛知県 地域保健医療計画 圏域項目の策定に御協力をいただき誠にありがとうございました。愛知県医療審議会での承認を経て、令和6年3月29日に公示されましたので御報告いたします。

後ほど詳しく御説明いたしますが、今回の第8次愛知県地域保健医療計画の 基準病床数の見直しにより、この地域を含む8つの医療圏が病床過剰地域では なくなりました。これらの医療圏では、基準病床数を上限とした病床整備が可能 となっております。

このため、県において、今年の6月から7月にかけて病床整備に関する意向調査を実施しております。事業者から保健所に病床整備の相談がありますと、審査基準に合致しているか保健所で確認するとともに、地区医師会並びに病院団体協議会の皆様にも御協力をお願いすることとなりますので、よろしくお願いします。

また、本日は、御協議いただく議題はありませんが、愛知県地域保健計画、病 床整備計画のスケジュールのほか1件の報告事項がございます。

限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長)

ありがとうございました。

それでは会議に先立ちまして、資料の御確認をお願いしたいと思います。

まず、事前に配布させていただきました資料ですが、「会議次第」、「出席者名簿」、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」、「資料1 愛知県地域保健医療計画(抜粋)」、「資料2 令和6年度病床整備計画スケジュール」、「資料3 愛知県地域保健医療計画(別表)に追加する項目について」「参考資料1 愛知県病院開設等許可事務取扱要領」です。

本日の配布資料としましては、「配席図」、冊子としまして「愛知県地域保健医療計画」、「第2期愛知県循環器病対策推進計画」、配布資料一覧でお知らせしていませんでしたが、追加で「愛知県医師確保計画」をお配りしております。

不足があります方、また資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら申し出ください。不足等はございませんでしょうか。

それでは続きまして、本来であれば、本日御出席いただきました皆様を御紹介すべきところでございますが、時間の関係もございますので、お手元の出席者名簿及び配席図をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。なお、出席者名簿の上から10番目にございます、みよし市社会福祉協議会の酒井様から急遽欠席する旨の連絡がありましたので御報告いたします。

次に、報道機関でありますが、本日、出席者はございません。

また傍聴人でありますが、本日は 1 名おられますので御報告いたします。傍聴人におかれましては、お手元の傍聴人心得を遵守してくださるようお願いします。

次に本会議の議長についてです。この会議の議長につきましては、愛知県保健 医療福祉推進会議開催要領第4条第2項により、「会議の議長は会議の開催の都 度、互選により決定する。」とされております。そこで事務局といたしましては、 豊田加茂医師会長の加藤様を議長に推薦したいと思いますが、いかがでしょう か。

○構成員

異議なし

○事務局(衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長)

ありがとうございます。皆様の総意ということで、加藤様にお願いしたいと存じます。それでは加藤様、お願いいたします。

○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

豊田加茂医師会会長の加藤です。この会議の議長を務めさせていただきます。 皆様の御協力により、円滑に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたしま す。

それでは議事に入ります前に、公開非公開の取り扱いについて事務局よりお願いします。

○事務局(衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長)

本会議は、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第5条第1項におきまして、原則公開としております。

○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

続いて、委員会の成立について報告をお願いいたします。

○事務局(衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長)

本委員会の構成員の人数は17名でございます。出席員数は15名、うち委任 状による代理出席4名、欠席人数は2名となっております。

過半数に達しておりますので、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第4条第3項に基づき、本会が有効に成立したことを報告いたします。

○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

はい。ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思います。報告事項(1)「愛知県地域保健医療計画について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(衣浦東部保健所 大高主事)

衣浦東部保健所の大高と申します。 失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

昨年度は、愛知県地域保健医療計画 圏域項目の作成に御協力をいただきありがとうございました。

令和6年1月30日開催の令和5年度第2回当会議において御承認をいただきました圏域項目修正原案は、パブリックコメント、県医療審議会等の手続きを経て、令和6年3月29日に公示されました。

お手元に冊子をお配りしておりますので、後ほど御確認いただけますと幸いです。

それでは、資料1 愛知県地域保健医療計画(抜粋)を御覧下さい。今回、見直しがなされた基準病床数となります。

上の表(表2-1)は、見直し後の基準病床数が、下の表(表2-2)は、令和5年9月末現在の既存病床数が示されています。

まず、上の表となりますが、西三河北部医療圏の基準病床数は、3,013床

とされ、従前の2,252床から761床の増となりました。

次に下の表の既存病床数では、当医療圏は2,663床となり、差し引き350床の不足とされています。

これにより、当医療圏は、病床過剰地域ではなくなりましたので、基準病床数を上限とした病床整備として350床の整備が可能となっております。 事務局からは以上です。

○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

ただいまの説明に対し、御質問・御意見がありましたら、お願いします。 続いて、報告事項(2)「令和6年度病床整備計画スケジュール等について」、 事務局から説明をお願いします。

○事務局(衣浦東部保健所 大高主事)

お手元に、資料2と参考資料1を御用意ください。

本県の病床整備、ここで病床整備というのは、病院と有床診療所に係る、開設、病床数の増加、病床種別の変更をいいます。これらの病床整備については、参考資料1として添付してあります「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」により、必要な手続き、審査基準が定められ、地域医療構想を踏まえた病床整備を図る観点から各構想区域の地域医療構想推進委員会の意見を聴くこととされています。資料2を御覧ください。令和6年度病床整備計画スケジュールを示しています。

県では、令和6年3月29日の愛知県地域保健医療計画の公示後、病床整備に 関する周知をWebページ、愛知医報等で行っております。

現在、病床整備に関する考え方について検討が行われており、8月30日に開催される県医療審議会医療体制部会にて決定される予定です。

既存病床数の調査集計が、県において年2回行われておりますが、9月末時点の調査結果により、若干の調整がなされる見込みです。

県において、病床整備に関する意向調査が6月10日から7月9日まで実施されましたが、当医療圏においても、1件病床数増加の意向が示されており、所管保健所から審査基準に適合するよう必要な指導がなされています。

病床整備計画の提出を予定される医療機関様には、事前に(9月から10月にかけて)地区医師会(豊田加茂医師会)及び病院団体協議会(西三河北部医療圏

地域連携推進協議会)へ計画内容についての協議を行っていただくよう所管保 健所からお伝えしているところです。

今後、病床整備計画の受付が、11月に行われることとされていますが、病床整備計画の事前相談は、病床整備計画受付期間となる11月まで実施しております。

病床整備計画の意見聴取については、令和7年1月に開催予定の当構想区域 の地域医療構想推進委員会にて実施する予定としております。

その後、県医療審議会での意見聴取又は報告という流れとなります。 事務局からは以上です。

○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

ただいまの説明に対し、御質問・御意見がありましたら、お願いします。

この圏域は350床病床が足らない圏域になっており、病床を増床又は新たに病院等を開設することが可能になったということですが、手続きとしては事業者から申請の意向が出て、その後、病院団体協議会及び地区医師会の協議を経てそこで了承を得てから、初めて病床整備の手続きがスタートする認識でよろしいでしょうか。

○事務局(衣浦東部保健所 大高主事) その認識で問題ありません。

○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

これについては、医師会でも病院団体協議会でも非常に問題になっておりまして、人が大変足らないという状況で、350床という増床が可能になったということで、医師会も病院団体協議会もかなり危機感を持って対応しよういうことになっています。当然必要な病床数は増やしていかなければいけないし、そうではない病床については医師会や病院団体協議会が待ったをかけることができる仕組みを整えていただいているようです。

他に意見や質問等はございませんでしょうか。

それでは、報告事項(3)「愛知県地域保健医療計画(別表)に追加する項目 について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(衣浦東部保健所 大高主事)

お手元の資料 3「愛知県地域保健医療計画(別表)に追加する項目について」を 御覧ください。

愛知県地域保健医療計画では、5疾病(がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患)、6事業(救急医療・災害医療・新興感染症・へき地医療・周産期医療・小児医療)及び在宅医療等の機能を担っていただく医療機関につきまして、県で定めております基準に合致していることを確認した上で、別表に記載することとしております。

本年4月からを計画期間といたします愛知県地域保健医療計画では、「新興感染症発生・まん延時における医療」が新たに追加され、都道府県等と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の確保等に関する協定を締結することとされました。

愛知県地域保健医療計画(別表)におきましても、2ページ左下の体系図にございます、「新興感染症対応に係る協定締結施設等の対応」の医療機関名の項目を本年4月より追加いたしました。

1ページにお戻りいただきまして、このたび新たに別表に追加しました「新興 感染症発生・まん延時における医療」に関する記載内容は、資料のとおりとなっ ております。

左から、医療機関名、発熱外来、自宅療養者支援、後方支援、人材派遣、防護服の備蓄につきまして、該当する医療機関に「○」を付けております。

なお、別表につきましては、8月16日付で更新が行われたと県医療計画課から連絡がありましたが、今回の会議資料には間に合いませんでしたので、次回会議で、改めて御報告させていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

ただいまの説明に対し、御質問・御意見がありましたら、お願いします。

○構成員(豊田市保健所 竹内所長)

8月16日に更新された別表で、この新興感染症の項目について当圏域で何か変更がありますでしょうか。

○事務局(衣浦東部保健所 大高主事)

まだ内容を確認できておりません。

○構成員(豊田市保健所 竹内所長)

では、変更が無いという前提で質問させていただきます。

この表は協定を結んだ医療機関を載せているということだと思いますが、豊田厚生病院は発熱外来の欄に○が打っていないようですが、これは協定を結んでいるかいないかだけの話であって、協定外で発熱外来をやっていただく予定と理解してよろしいでしょうか。それとも次回の新興感染症まん延時には発熱外来をやっていただけないということでしょうか。

○構成員(豊田厚生病院 服部事務部長)

当院は新興感染症のまん延には、まずは入院病床を確保するということで協定を結んでいます。当初から発熱外来をやるわけではないということでこのような形になっています。ただコロナの時もそうでしたが、状況に応じ発熱外来を行うことは当然あります。当面は病棟での対応を主軸とするというスタンスです。

○構成員(豊田市保健所 竹内所長)

ありがとうございます。説明いただいて安心いたしました。

私も疑問に思い、県庁へ問い合わせを行いましたが、そのあたりのニュアンスが病院によって捉え方が違っています。他の医療圏の分も参考に見せていただいたが、豊田厚生病院のように入院病床を主軸にするという意味で発熱外来に○を打っていない病院もありましたし、客観的にみて豊田厚生病院と同じような役割の病院が発熱外来に○を打っていたりしている状況です。県の医療計画に載せるということですので、県民の目にも触れると思います。そのあたりの感覚の目ぞろいを全県下でしていただけないと誤解が生じると思いますので、県庁ときちんと話し合いをしていただくことをお願いしたいと思います。

○事務局(衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長)

貴重な御意見ありがとうございます。しっかりと県庁へ伝えて、調整をしていければと思っております。

○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

ありがとうございます。今の意見は非常に重要で、豊田厚生病院も発熱外来は やる気があると思いますが、入院を主軸に置いているということでこのような 形になっていると思います。三九朗病院も同じような状況で申請していますが、 一度県庁へ確認してみるのも一つの手かなと思います。

- ○事務局(衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長) 今の御意見も踏まえて、県庁へ伝えていきたいと思います。
- ○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

伝達に加えて確認も必要だと思いますのでお願いします。 それでは、最後に全体を通して、御意見がありましたら、お願いします。

○構成員(みよし市民病院 伊藤院長)

資料2の病床整備スケジュールについて、11月の受付で整備可能病床数の350床に満たない場合にはその後随時受付を行うことになるのでしょうか。

○事務局(衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長)

資料2の病床整備スケジュールは令和6年度のスケジュールでありまして、 今年度に事業者から相談があったものについての病床整備の流れを示していま す。令和6年度中に350床に満たない場合は、来年度も同じようなスケジュー ルで事務が行われることになります。

また、今回の医療計画の計画期間が 6 年間ですので、6 年間同じようなスケジュールで病床整備が続けられるだろうと認識しております。

なお、今年度の予定については、当圏域の 2 回目の地域医療構想推進委員会が来年1月に開催を予定しておりまして、さらに県医療審議会医療体制部会が来年3月に予定されておりますので、受付の締め切りを 11 月にさせていただいております。受付の締め切り後に病床整備の相談があったものについては、相談を受け付けたうえで、来年度の病床整備スケジュールにしたがって進めていくことになると承知しております。

○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

ありがとうございます。

資料2の病床整備スケジュールを見てみますと、地区医師会及び病院団体協議会の協議に関する部分で、意向調査において複数の事業者から計画が提出され、計画する病床数の合計が整備可能病床数を超過する場合は、地区医師会に調整を依頼と記載があります。私の認識では整備可能病床数を超過した場合だけではなく、整備可能病床数の枠内であっても、病床整備の意向があるところは必ず地区医師会と病院団体協議会との協議を行い、了承を得ることが必要であると考えていますが、いかがでしょうか

○事務局(衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長)

ただ今の御質問につきましては、参考資料2の愛知県病院開設等許可事務取扱要領、1枚目の右側、第3(1)①事前の相談という項目がございます。ここで病床整備を行おうとする事業者は所管保健所にまずは事前相談することになっており、その際に計画が基準に適合するよう指導を行うことになっております。

また、2段落目の記載で、「また、この場合、所管保健所は計画者に病院開設等所在地の地区医師会など地域の関係団体とその計画内容について協議するよう指導する。」ということで、必ず地区医師会及び病院団体協議会に協議を行うことになっています。

先ほどの質問にありました資料2の※の記載につきましては、整備可能病床数を超過する場合の調整についても行ってくださいという意味だと認識しております。

○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

※の記載は超過した場合の調整もやるという意味で、本来はその前に事業者と協議を行って調整をすることが必要との認識で間違いないと確認できました。この部分については病院団体協議会も非常に重要だと考えており、認識を揃えておく必要があると思い確認を行いました。

○構成員(トヨタ記念病院 岩瀬院長)

この地域はそんなに問題になっておりませんが、尾張地域では色々な施設から病床整備の意向があり、例えば春日井では新規に開設したいという話もあり、

当圏域よりも事情はさらに厳しい状況です。医師会や病院団体協議会でしっかりと話し合いをしてから病床整備を進める必要があると考えておりますのでよろしくお願いします。

○構成員(豊田市保健所 竹内所長)

この件については、他の保健所長も心配しております。当医療圏も色々ございましたが、この法律は要件が相整っていれば、地域でどれだけの反対があっても保健所としては受けざるを得ないという苦しい立場にあります。例え医師会や病院団体協議会との協議が不調に終わったとしても、計画を出されてしまうと受けざるを得ないことになっていると思います。衣浦東部保健所にお伺いしますが、その認識で間違いないでしょうか。

○事務局(衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長) 法令上はそのようになっていると思います。

○構成員(豊田市保健所 竹内所長)

ということですので、当医療圏で病床整備の話が持ち上がった際には、ぜひ医師会や病院団体協議会と医療機関でしっかりと協議していただくことをお願いしたいと思います。その後まとまった上で受付をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長(豊田加茂医師会 加藤会長)

ありがとうございます。保健所としてそう考えていただいていることはとてもありがたいです。来てしまったものはしょうがないと言って全て受付をしてから医師会や病院団体協議会に話を持ってこられると、自分たちも何ともしようがないことになります。もしも、こちらでダメだとなったらしっかりと止められる仕組みを愛知県が作ってくれたので、これをうまく活用して、ひどいことにならないようにしたい。当然医師会も病院団体協議会も全てをストップしようというつもりは欠片も無くて、本当に必要なものであれば受け入れなきゃいけないと思っています。ですから、今回少し増床計画が出ましたけれども、それも受け入れる方向で考えていますし、ただちょっと違った形で保健所等から話が下りてきた場合には、それが本当に大丈夫かしっかり吟味をしなければならな

いと考えています。もしそういった相談が来ましたら早めに情報提供していただいて、まずは医師会や病院団体協議会を通らないと受付できませんといった形に持って行っていただけるとありがたいと思います。

その他に御質問・御意見はございませんでしょうか。

それでは、これで本日、予定しておりました議事を終了いたします。構成員の 皆様、御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、事務局に返します。

○事務局(衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長)

加藤様ありがとうございました。これをもちまして、「令和6年度第1回西三河北部圏域保健医療福祉推進会議」を終了します。

なお、本日の会議録につきましては、発言内容を発言者に御確認させていただいたうえで、当保健所のホームページで公表する予定です。

本日は引き続き、午後2時45分から令和6年度第1回西三河北部構想区域 地域医療構想推進委員会を開催します。

これより準備いたしますので、それまで御休憩下さい。

お席の移動をお願いする方がございますので、恐れ入りますが御協力をお願いいたします。

お帰りになる方は、交通事故には十分お気をつけください。ありがとうございました。